

「白老町手話言語条例(案)」についてご意見を募集いたします。

(パブリックコメント)

「白老町手話言語条例(案)」を取りまとめましたので、白老町自治基本条例第10条の規定に基づき、町民の皆様にお知らせし、ご意見を募集いたします。

■ご意見を募集する政策等の案の名称

「白老町手話言語条例 (案)」

■ご意見募集期間

令和4年12月1日(木)から令和4年12月30日(金)まで

■政策等の趣旨、目的及び背景

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解並びに普及及び地域において手話言語を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、町及び町民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、聞こえない人と聞こえない人以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的としています。

■公表する資料

「白老町手話言語条例 (案)」

■公表資料の入手方法

町ホームページからダウンロードしていただくか、役場(担当課)、白老町コミュニティセンター、図書館、いきいき4♥6(健康福祉課)、各出張所等で入手できます。

■意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内の学校等に通学する方
- (5) 町民が自主的に組織した団体
- (6) 白老町に納税義務を有している方
- (7) パブリックコメント手続き案件に係る事案に利害関係のある方

■提出方法

パブリックコメント意見提出様式に必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出下さい。(パブリックコメント意見提出様式は、資料公表場所にも用意しております。)

(1) 直接提出 健康福祉課 福祉支援G (担当課) で提出を受け付けます。

(2) 郵送 〒059-0904

白老郡白老町東町4-6-7号 健康福祉課 宛

※令和4年12月30日(金) 当日消印有効

(3) FAX (0144) 82-5541 健康福祉課 宛

(4) 電子メール fukusi@town.shiraoi.hokkaido.jp

■提出されたご意見の取扱い

- ・ 提出されたご意見は、計画策定の参考にさせていただきます。
- ・ 計画(案)に対して具体的な意見をいただくもので、賛否を問うものではありません。
- ・ 提出されたご意見およびご意見に対する町の考え方は、広報、ホームページ等を通じて公表するほか、ご意見を提出された方に対してもお知らせします。
- ・ 口頭、電話、匿名でのご意見はお受けできません。
- ・ パブリックコメント結果の公表の際には、ご意見の内容以外は公表しません。

■お問い合わせ先

〒059-0904

白老郡白老町東町4-6-7号 健康福祉課 福祉支援G

電話:(0144) 82-5541 FAX:(0144) 82-5561

電子メール:fukusi@town.shiraoi.hokkaido.jp